

令和8年第6回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和8年6月24日（水） 13時30分

2 閉会日時

令和8年6月24日（水） 13時50分

3 開催場所

青森市教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

・教 育 長	工 藤 裕 司
・教 育 長 職 務 代 理 者	土 岐 志 麻
・委 員	齋 藤 美 鈴
・委 員	松 浦 淳 仁
・委 員	川 村 仁

5 事務局出席者

・教 育 部 長	泉 宏 明
・理 事	角 田 毅
・教 育 次 長	後 藤 孝 範
・教 育 次 長	小 山 信 哉
・総 務 課 長	嘉 瀬 慎 一
・総務課教育企画推進室長	葛 西 孝 徳
・文化学習活動推進課長	東 條 英 哲
・文 化 遺 産 課 長	児 玉 大 成

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第22号 青森市教育委員会行政手続規則の制定について

(総 務 課)

議案第23号 青森市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定について

(総 務 課)

議案第24号 教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について

(文化学習活動推進課)

議案第25号 令和8年度一般会計補正予算案について

(総 務 課)

(2) 報告

①寄附採納について

(総 務 課)

②青森市立青嶺のぞみ中学校の校章デザイン案の募集について

(総 務 課)

③クマ出沒に伴い休止していた小牧野遺跡の見学再開について

(文 化 遺 産 課)

7 会議録署名委員

- ・土 岐 志 麻
- ・川 村 仁

8 会議の概要

13時30分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

全案件について、全委員異議なく原案のとおり決定し、13時50分に閉会した。

9 会議の状況

(1) 報告

○工藤教育長

本日の審議案件は4件です。

議案第24号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」は、私自身に関する議案となっておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私が議事に参与することができませんので、この議案の審議につきましては私が退室し、土岐教育長職務代理者による議事の進行により審議していただきたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第24号の審議につきましては、土岐教育長職務代理者に議事を進行していただきます。

また、議案第25号「令和8年度一般会計補正予算案について」は、令和8年第2回市議会定例会に提出する案件となっておりますことから、青森市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定により、非公開とさせていただきたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第25号につきましては非公開とし、報告案件等が終了した後に審議することといたします。

では、議案第22号「青森市教育委員会行政手続規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○泉教育部長

はじめに、提案理由となりますが、行政手続法の改正に伴い、不利益処分のお知らせに係る公示送達をデジタル化するため、青森市行政手続条例が改正され、令和8年5月21日に施行されました。

これに伴い、公示の方法による通知等については、「規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」こととされたため、市長部局及び教育委員会のそれぞれにおいて、公示送達方法や対象となる手続を新たに規定するものであります。

本件の目的を端的に申し上げますと、「不利益処分の通知をインターネットでも閲覧できるようにするもの」であります。

教育委員会といたしましては、具体的に本規則、いわゆる公示送達を適用する事例は想

定していないものの、条例において「規則で定めること」と規定されたことから、法体系上の空白をなくし、法的な整合性を保つための規定整備として制定するものであります。

次に、「制定内容」について、大きく2つの事項について順に御説明いたします。

1つ目は、「インターネットを活用した公示送達方法」についてであります。

教育委員会の電子データに記録された通知内容を、市民が自身のパソコンやスマートフォンで閲覧・確認できる状態に置くことや、インターネットに接続されたサーバー等の装置を利用することなどを規定いたします。

なお、デジタル機器を利用できない方への配慮から、インターネットによる公表に加え、従来どおりの書面掲示等も併せて行うこととしております。

2つ目は、「対象となる手続」についてであります。

行政が市民に対して利益を制限するような処分、いわゆる不利益処分を行う際、事前に相手方の言い分や反論を聴くための通知、これが対象となる手続となります。

具体的には、認可の取消しや資格の剥奪などの重い処分を行う際に、対面で相手の言い分を聴く「聴聞」に関する通知や、一定期間の業務停止や改善命令などの比較的軽い処分を行う際に、弁明書の提出によって相手の言い分を聴く「弁明」に関する通知がこれに該当いたします。

最後に、施行期日につきましては、「公布の日から施行し、令和8年5月21日から適用する」としてありますが、これは、改正された青森市行政手続条例の施行日である5月21日に遡及して適用するものであります。

事務局といたしましては、本規則の制定により、法的な整合性を確保し、適正な行政手続の運用体制を整えてまいります。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第22号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第22号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

次に、議案第23号「青森市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○泉教育部長

はじめに、提案理由について御説明いたします。

令和8年3月24日付けで、行政手続のオンライン化を全庁的に推進していくための共通ルールとして、「青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」及びその具体的な手続を定めた同条例施行規則、以下「青森市規則」と申しますが、これらが制定されました。

今後、教育委員会におきましても、行政手続のオンライン化を推進していく必要があることから、先行して制定された青森市規則を準用するための、新たな規則を制定いたします。

行政手続のオンライン化に当たりましては、各課の規則における「申立ては書類を添付して行う」あるいは「通知書により通知する」といった、書面前提の規定を改正することが大きな障壁となっておりました。

しかし、本規則を制定することにより、その都度、個別の改正作業が不要となり、一挙にオンライン化の法的基盤を整えることができるものであります。

また、本規則はオンライン化を義務付けるものではなく、オンライン化を可能とする、いわゆる「できる規定」となります。したがって、各課の判断で可能なものから順次オンライン化を進めることができるものであります。

なお、オンライン化が見込める具体的な手続といたしましては、小・中学校指定変更に係る手続や、保護者変更に係る手続などが挙げられます。

次に、制定内容について御説明いたします。

1つ目は、趣旨についてであります。

教育委員会が所管する手続について、条例に基づきオンラインで行うために必要な事項を定める、としております。

2つ目は、条例施行規則の準用についてであります。

教育委員会が所管する手続をオンライン化する際の具体的な運用につきましては、「青森市規則の規定の例による」こととし、市長部局で制定した青森市規則をそのまま適用することとしております。

最後に、施行期日につきましては、「公布の日から施行する」としております。

事務局といたしましては、本規則の制定により、行政手続のオンライン化に向けた環境整備を適切に行い、市民サービスの向上と業務効率化を推進してまいります。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第23号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第23号につきましては原案のとおり決定することとします。

それでは、ここで私は退室いたしますので、土岐教育長職務代理者に議事の進行をお願いいたします。

○土岐教育長職務代理者

それでは、議案第24号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」、事務局から説明をお願いします。

○泉教育部長

一般財団法人棟方志功記念館から、教育長に対し、同法人理事への就任の依頼がありました。

理事への就任の取扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がありますことから、本定例会に議案として提出したものであります。

なお、任期につきましては、令和8年6月24日から2年以内に終了する事業年度のう

ち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。

○土岐教育長職務代理者

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第24号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第24号につきましては原案のとおり決定することとします。

議案第24号の審議が終了しましたので、ここからの議事進行は、工藤教育長にお願いすることといたします。

(2) 報告

○工藤教育長

本日の報告案件は3件です。

報告1「寄附採納について」、事務局から説明をお願いします。

○嘉瀬総務課長

令和8年5月に各校から報告がありました寄附採納について、御報告申し上げます。

小学校における寄附採納といたしまして、No.1の浪岡南小学校に対し、「今 靖行」様から、児童図書の寄贈申出があり受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

○工藤教育長

報告2「青森市立青嶺のぞみ中学校の校章デザイン案の募集について」、事務局から説明をお願いします。

○葛西総務課教育企画推進室長

令和9年4月の開校に向け準備を進めております、本市の公立夜間中学につきまして、昨年度、校名案の公募を行い、御応募いただいた案を基に、校名を「青森市立青嶺のぞみ中学校」と決定いたしましたが、学校の顔となる校章についても、デザイン案の公募を行うことといたします。

校章決定の観点につきましては、青森市公立夜間中学基本方針に定める目指す学校像や、校名を踏まえた、学校として長く親しまれるデザインであることといたします。

応募期間につきましては、令和8年7月1日から31日までの1か月間といたします。

応募資格につきましては、青森市内に在住、または市内の学校・事業所等に在学・在勤の個人の方といたします。

応募方法につきましては、メール、郵送、担当課である教育委員会事務局総務課窓口への持参によるものとし、応募用紙を市有施設27箇所に設置するほか、市のホームページ、広報あおもり7月号へ掲載することとしております。

記載内容につきましては、

- ①校章デザイン案
 - ②校章デザイン案に込めた思いや考えなど
 - ③応募者の氏名、住所、連絡先
- といたします。

校章の決定方法につきましては、応募された案から教育委員会事務局が3点程度に選定し、令和8年9月に開催予定の教育委員会定例会において決定することとしております。

校章デザイン案の著作権につきましては、応募された校章デザイン案の著作権、知的財産権及びその他一切の権利が、青森市教育委員会に帰属することとしております。

結果の公表につきましては、青森市のホームページにより周知いたします。

なお、決定した校章デザイン案に応募された方への謝礼等はないことといたします。

○工藤教育長

報告3「クマ出沒に伴い休止していた小牧野遺跡の見学再開について」、事務局から説明をお願いします。

○児玉文化遺産課長

小牧野遺跡につきましては、令和8年5月7日に遺跡内でクマ1頭が目撃されたことにより、来訪者及び従事するスタッフの安全を最優先に考え、安全が確保されるまで当面の間、遺跡の見学を休止としておりました。

このため、文化遺産課では、5月中旬から6月下旬にかけて、クマの侵入防止を目的とした電気柵の設置を進めておりました。

具体的には、小牧野遺跡の駐車場や環状列石及びクマの誘因につながるクリやヤマナシ等を囲むように延長約950mに渡る電気柵を設置いたしました。

小牧野遺跡の見学につきましては、「小牧野の森・どんぐりの家」内部を見学者が通過する必要があるため、電気柵を破壊しない限りクマが侵入できないようになっております。

見学の再開につきましては、明日、6月25日（木）からとなっております。

(3) その他

○工藤教育長

その他、本日の案件以外に委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

それでは、非公開としました 議案第25号の議事に入りたいと思います。

傍聴人及び記者の方は退室をお願いいたします。

～ 記者退出 ～

(議案第25号は原案のとおり決定)

(4) 閉会

○工藤教育長

本日の案件は全て終了しました。以上をもちまして、令和8年第6回青森市教育委員会

定例会を終了します。

令和8年6月24日開催の第6回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和8年6月26日

書 記 成 田 潤一郎

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和8年6月26日

署名委員 土 岐 志 麻

署名委員 川 村 仁